

宝塚市公園環境保全活動報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公園の清掃、除草等の環境保全活動を自発的に行う団体等に対し、報奨金を交付することにより、市民の公共施設愛護の精神を涵養し、公園の健全な管理運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「公園」とは、宝塚市都市公園条例（昭和44年条例第40号）第3条に規定する公園及び市長が別に定める公園並びに広場をいう。

2 この要綱において「環境保全活動」とは、次に掲げる活動という。

- (1) 公園の清掃及び除草を行うこと。
- (2) 公園の低木植栽の剪定を行うこと。
- (3) 公園の樹木及び花壇への灌水を行うこと。
- (4) 公園の通常利用に支障をきたす事由が発生したときに、市に連絡を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の維持管理を行うこと。
- (6) 上記活動者はボランティア保険に加入すること。

(報奨金の交付)

第3条 報奨金は、自発的に環境保全活動を行っている自治会等地域団体、宝塚市公園を守り育てる市民活動登録団体等の団体の内、別に定める都市公園の環境保全に関する協定（様式第1号又は第2号）を締結した活動団体（以下「活動団体」という。）に対して交付するものとする。

(報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、第2条第2項に定める環境保全活動の区分に応じ、別表に定める基本額及び面積割額をもって算出し、予算の範囲内で百円未満の端数切捨てにより支出するものとする。

2 活動団体が年度途中において環境保全活動を新たに開始し、若しくは中止したとき、又は公園の面積を変更したときの報奨金の額は、報奨金の年額を当該事由が発生した月を含めた月割りで算出した額とする。

(活動実施報告)

第5条 環境保全活動を実施した活動団体は、3月末日までに年間活動実施報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付の時期)

第6条 市長は、前条の年間活動実施報告書の提出を受けたときは、4月末までに報奨金を交付するものとする。

(報奨金の不交付又は返還)

第7条 市長は、活動団体が環境保全活動の一部又は全部を実施しなかったと認めるときは、報奨金の一部又は全部を交付しないものとする。

2 市長は、活動団体が偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受けたときは、その一部又は全部を返還させることができる。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年(2007年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年(2010年)4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	基本額(年額)	面積割額(年額)
第2条第2項各号(第2号を除く。)に定める活動を行う場合	30,000円	公園の面積1㎡当たり20円
第2条第2項各号に定める活動を行う場合	36,000円	公園の面積1㎡当たり24円